

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(2) 自治体DXの推進

(デジタル庁・総務省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 自治体システム標準化実現に向けた移行期限の柔軟な対応及び標準仕様書における課題の早期解消
- 自治体の実情に応じたデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額及び補助対象事業の拡充

【現状・課題】

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステム標準化の取組の趣旨及び意義には本市としても強く賛同するものであり、令和3年6月に「大阪市標準準拠システム移行推進プロジェクトチーム」を設置し、全市をあげてシステム標準化に取り組んでいる。

(標準化実現に向けた移行期限の柔軟な対応及び標準仕様書における課題の早期解消)

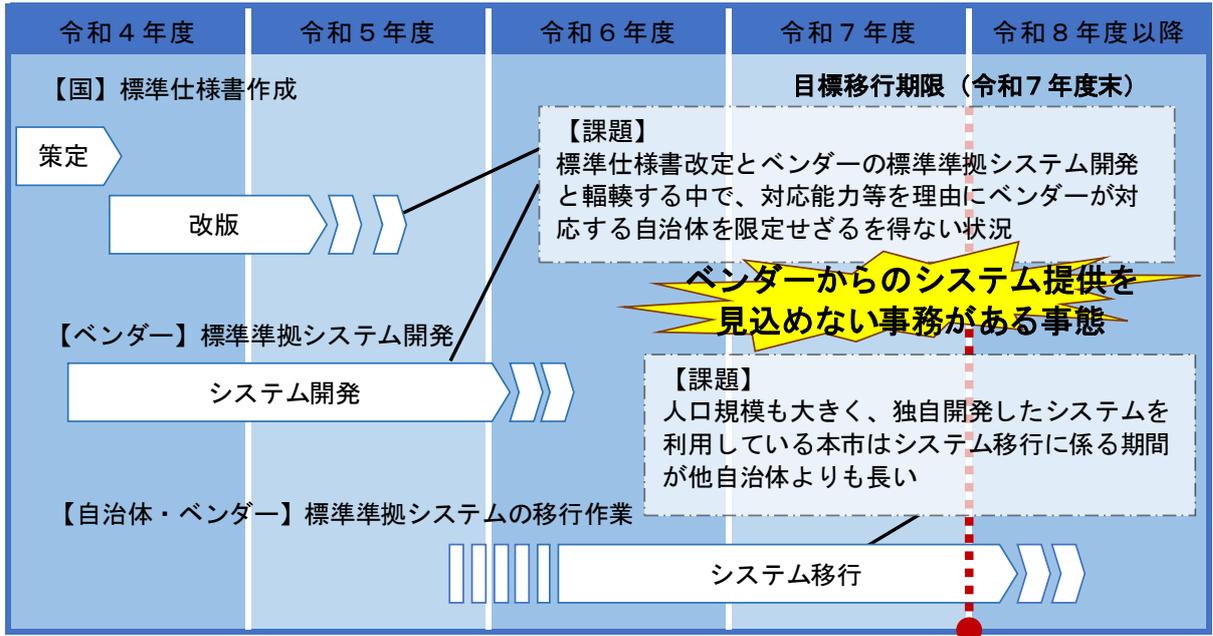
- 標準仕様書の改版とベンダーの標準準拠システム開発が輻輳して行われることや全国の自治体が一斉に移行を進めることから、ベンダーが対応能力等を理由に提供する自治体を限定する状況となっている。
- 政令指定都市向けに標準準拠システムを提供するベンダーは複数あるものの、令和4年度末時点において、令和7年度末までの移行を前提として本市に標準準拠システムを提供するベンダーがいない事務が複数あり、標準化対象20事務全てを令和7年度末までに移行することは困難な状態である。本市が標準化対応に必要な移行作業を行い、かつ複数のベンダーが参画し対応できるよう、各自治体の個別事情を踏まえ、移行期限について柔軟な対応が必要である。
- 令和4年度末に標準仕様書における政令指定都市要件が取りまとめられたものの、再検討とされた要件が多数残されている状況である。再検討とされた要件について、速やかに検討を行い、早期に標準仕様書へ反映する必要がある。

(デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額及び補助対象事業の拡充)

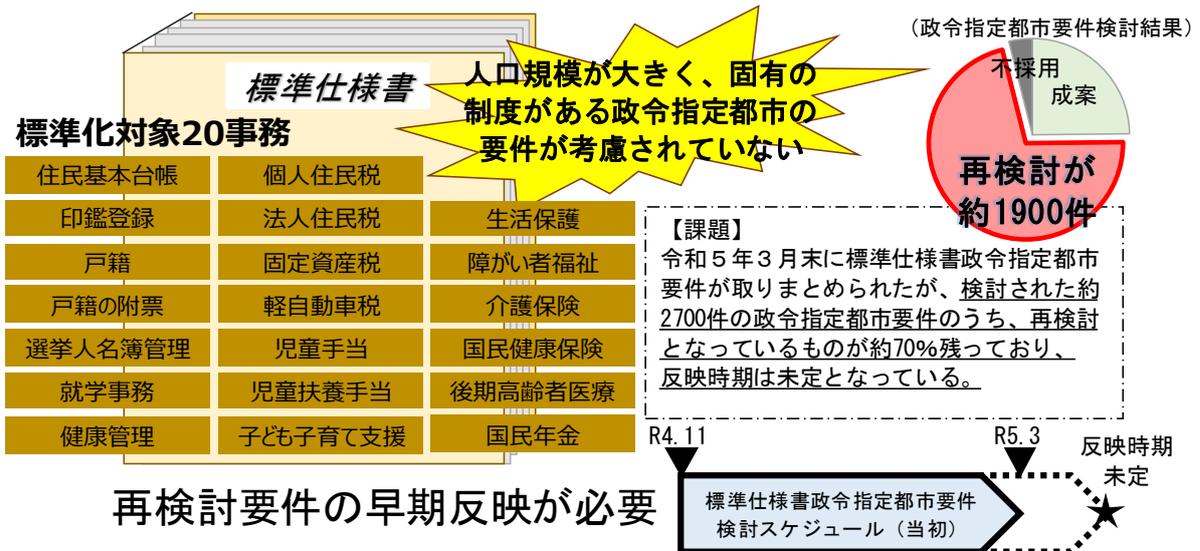
- デジタル基盤改革支援補助金は、移行に要する経費は全額補助対象とされているものの、自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、システムの形態や規模等を考慮したものになっておらず、令和5年4月時点で補助上限額に対し9割程度の交付決定を受けており、移行経費全体を到底賄えるものとはなっていない。また、ベンダーによる標準準拠システムの開発が途中段階であるため、システム標準化に係る経費全体を見込めない状況にある。
- 大都市のシステムは機能やデータ量などが大規模であるため、移行には多大な経費が必要であり、令和5年度において既に現在の補助上限額では不足が見込まれるため、補助上限額の拡充が早急に必要である。また、標準化対象事務と一体的に業務運用している標準化対象外事務については、標準化対象事務との連携に係る経費のみが補助対象とされているが、自治体の実情に応じた補助対象事業の拡充が必要である。

担当：デジタル統括室、関係各局

【自治体システム標準化実現に向けた移行期限の柔軟な対応】



【標準仕様書における課題の早期解消】



【デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額及び補助対象事業の拡充】

